平成23年 6月13日

川崎市議会議長 大 島 明 様

中原区 川崎市教職員組合 ほか 5,407名

義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

請願の要旨

義務教育の機会均等と教育水準を維持し、ゆとりある教育を進めるために、 義務教育費国庫負担制度の維持・拡充と教職員の定数改善を求め、国及び関係 する行政機関に対し、以下の内容について意見書を提出していただきたい。

- 1 義務教育に係る予算については地方へ負担を転嫁せず、国による財源確保 をすること。また一括交付金化や、教職員の給与費等の一方的な政令市委譲 など、教育水準の低下につながる制度改悪を行わないこと。
- 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元する こと。
- 3 ゆとりある豊かな教育を実現するために、学級編成基準の見直しや教職員 の定数改善など、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算 を確保・拡充すること。

請願の理由

平成23年度(2011年度)の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級 を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。こ れは30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本はOECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが増えており、このような中、学級編制基準の見直し、教職員の定数改善は必すの条件です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28か国)の中で日本は最下位となっています。また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、 2012年度政府の予算編成に向け、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機 関へ貴議会より意見書を提出していただきますよう要請いたします。

紹介議員

 山 花 東 竹 松 猪